伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会規程

（趣旨）

第１条　この規程は、道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び伊賀市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）規約第１１条の規定に基づき、伊賀市地域公共交通活性化再生協議会運賃等分科会（以下「分科会」という。）に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第２条　分科会は、次に掲げる事項について、専門的に協議・調整を行うものとする。

⑴　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃・料金等に関する事項

⑵　その他分科会が必要と認める事項

（組織）

第３条　分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（分科会長及び副分科会長）

第４条　分科会に、次の役員を置く。

⑴　分科会長　１名

⑵　副分科会長　１名

２　分科会長は、委員の互選により定める。

３　副分科会長は、委員のうちから分科会長が指名する。

（職務）

第５条　分科会長は、分科会を代表し、その会務を総理する。

２　副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるとき又は分科会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第６条　委員の任期は、１年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第７条　分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、分科会長が議長となる。

２　分科会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　分科会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

４　分科会は原則として公開とする。

（協議結果の尊重義務）

第８条　会議で協議が調った事項については、分科会の委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

（協議結果の取扱い）

第９条　分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

（謝礼）

第１０条　分科会の委員の謝礼は、協議会規約を準用するものとする。

（庶務）

第１１条　分科会の庶務は、伊賀市地域力創造部公共交通課において処理する。

（委任）

第１２条　この規程に定めるもののほか、分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、令和６年１月１５日から施行する。

附　則

この規程は、令和６年５月３１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年５月３０日から施行する

別表（第３条関係）

伊賀市長又はその指名する者
運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
住民又は利用者の代表
国土交通省中部運輸局三重運輸支局長又はその指名する者